

春秋時代の貴族と農民

——「初めて畝に税す」の解釈をめぐって——

編会ヨリ寄贈

増淵龍夫

私はさきに、「春秋戦国時代の社会と国家⁽¹⁾」と題して、この時代の構造と動きを概観しようとしたことがあったが、種々な事情のため、問題のすべてをカバーすることができず、いくつかの重要な問題が触れられずにのこされていた。ここでとり上げるのは、そのようなのことさまたいくつかの問題のなかの一つについてである。

すでにたびたびのべて来たように、春秋中期以前の「国」は、それ自体邑の発達した大聚落で、そのまわりに城・郭をめぐらした都市国家の形態をとって、この城・郭の外にひろがる広大な原野の遠近に点在する数多くの「鄙」の小邑を支配していた。たずねらるべき問題

は、第一には、この「国」の内部構成とその変貌の動きであり、第二には、この「国」の「鄙」の邑に対する支配の關係と、その關係の変化の動きであった。しかしながら、前稿においては、主として第一の問題に説明の力点がおかれ、第二の問題については、触れるところが少く、触れてもきわめて不十分な触れ方にとどまったのである。

前稿⁽¹⁾において、第一の問題である「国」の内部構成の問題をとり上げたとき、所謂「卿・大夫」とよばれる貴族の外に、当時の「国」の構成員として、「國人」とよばれる、公民的性格をもった一般人の広範な基層を特に問題とした。春秋時代の「国」は、図式的に簡略化して云えば、先ず中央の小高い丘に、国君^(公)の宮殿や宗

廟その他の「国」の中枢機能をはたす重要な施設がおかれ、その地域の周囲が城塞によってかこまれ、この城塞の外(周礼の所謂近郊)に、一般の人々の聚居する「郷」とそれに附属する耕地があり、それがさらに郭(外城)によってかこまれているのが多かったようである。この中央の城塞をふくめてその外辺の郭(外城)によってかこまれた全体を、当時は「国」と称し、この「国」がその郭(外城)の外に更にひろがる広大な原野(鄙)の遠近に点存する数多くの小邑を、前述のごとく支配していたのであった。そして、この「国」の中で、城塞の外郭(外城)によってかこまれた地域が、いくつかの「郷」に分れ、そこに「国人」とよばれる、公民的性格をもった一般の人が聚居していたのである。彼らは平時は「国」からわけ与えられた「郷」に附属する耕地をもち、そこで農耕に従事すると同時に、彼らは「国」の軍隊を構成する戦士として、軍隊の指揮官である国君や貴族(卿・大夫)の指揮の下に、共同して「国」の防衛にあたる重要な役割を担うものであった。貴族(卿・大夫)と「国人」との間には、明瞭な身分上の差があり、両者の間には上下の指揮命令の関係がみられるのであるが、しかし、

一方、外敵から「国」をまもる、という一点にかけては、両者は、きわめて具体的・現実的な共同の集团的課題を、古くから慣行的に共有していた。ここに、春秋中期以前の「国」になお残る共同体的遺制の側面があった。したがって、指揮官でもあり、又執政者でもある国君(公)や貴族(卿)が、「国人」と共有するその現実的課題を遂行する上において、一般「国人」の期待と信頼を裏切るような行為があった場合、国君や貴族は、「国人」の批判に当面しなければならなかったのである。国君の廢立や、「国」の存亡に関する重大事の場合には、執政者は、「国人」を召集してその意見を徴するのがならわしであった。国君だけではなく、貴族の場合にも、彼らの執政者(卿)への就任や、或は執政者(卿)としての地位の維持には、「国人」の支持が、一つの重要な要因として働いていたのである。その専断な行動によって、「国人」の支持を失った執政者(卿)は、「国人」の支持をうける他の貴族によって、追放され或は殺害される事例は、すでにこの当時多く見られるところである。すでにのべたように、「国人」は「国」の基層をなす構成分子であり、戦士として「国」の軍隊を構成する重要な

(3) 春秋時代の貴族と農民

人的基盤であった。したがって、国君や執政の貴族(卿)は、「国人」の「郷」における生活の安定、そこにおける集団的秩序の維持に、多くの配慮をほらなければならなかった。その配慮をおこたって専断の行動がつれば、国君や執政の貴族(卿)は、「国人」からの批判や、「国人」の背叛に当面しなければならなかったのである。彼等が「国人」からの批判や「国人」の背叛に当面したとき、彼等はしばしば「衆の怒りは犯し難し」ということばをはくことが「左伝」などに記されている。このことは、「国人」の批判や背叛が、国君や執政の地位にあって、やがて致命的打撃をもたらすものであることを物語っている。事実また、そのような場合、「国人」の支持をうける別の貴族が現執行部に対して攻撃をかけ、又政治的野心をもつ貴族は、「国人」層の支持の確保に常に配慮をおこたらない、といった、「左伝」に見える多くの事例は、みなこのことと関係がある。しかしながら、互に侵伐し合う列国の争いが漸くはげしくなる春秋時代中期の現実においては、何よりも軍備の強化と国力の増強が、「国」の存続と拡大のためには、要請されていたのである。このことは、とりもなおさず、「国」の兵力

を担う「国人」層の負担の過重となって現われて来る。「国人」の動向を無視しても、為政者は、「専横」たらざるを得ない客観的要請が、一方にはあったのである。

「国」の為政者(国君と執政の貴族)と「国人」との間にみられるこのような緊張関係は、春秋時代の「国」々のかかえていた困難な問題の一つであり、春秋時代中期以降の「国」の変質過程の一つの動因をなすものであったことは、前稿⁽¹⁾でやや詳しくのべたところであるが、しかし、より基本的な動因は、当時の「国」の当面するもう一つより基本的な矛盾関係の中に伏在していたのである。本小稿では、前稿で触れなかったこの問題について考えてみることにする。

「国」の為政者と「国人」との間には、前述のような緊張関係が見られるのであるが、「国」中の貴族も「国人」も、「国」の城・郭の外の原野に点在する数多くの「鄙」の邑にすむ農民から見れば、ともに支配階級であったのである。貴族や「国人」は、「国」の構成員であったが、「鄙」の邑にすむ農民は、「国」の構成員ではなく、一方的に「国」に隷属するものであった。彼らほもとも血族集団をなして一種の邑共同体を形成していた

のであるが、征服その他の事由により、共同体のまま、「国」に隷属することになったもので、専ら農業耕作に従事し、その生産物と労働力とを無償で「国」に提供しなければならなかった。「国」は、これらの「鄙」の邑を支配するために、之を采邑として「国」中の貴族に与えて管理せしめた。したがって、「国」中の貴族は、采邑として与えられた「鄙」の邑の農民の生産物と労働力の収奪によって、自己の一族を養い、又その一部を国君に貢としておさめていたのであって、この「国」中の支配階級としての国君・貴族と、「鄙」の農民との関係は、前述の国君・貴族と「国人」との関係とは異って、「国」のより基本的な生産関係を意味するものであった。

この生産関係をより具体的に明らかにするためには、「鄙」の邑の共同体としての具体的組織や、その土地制度などの説明が不可欠なのであるが、極端な史料の不足のため、明確なことは何も断定できない。しかし、問題が重要なだけ、いつまでも避けて通るわけにも行かないので、現在の段階で、どの程度のことか、どういう限定の下でいえるのか、試みに整理してみる必要がある。先ず問題となるのは、私たちよりもはるかにこの時代に近

接した戦国・秦漢時代の学者は、『春秋』の経文に見える「初めて敵に税す」という記録を以て、この関係、すなわち「国」の支配者層と農民との間の生産関係を示す記録としてうけとっていることである。先ず彼らの理解の線に沿うて、考えをすすめて行ってみよう。

二

魯国では、宣公十五年(甲午、五九四)に、「初めて敵に税す」という新しい税制がとられた、と春秋の経文に記されている。これは春秋時代中期における「国」の支配者(国君・貴族)と鄙の邑の農民との間の生産関係の何らかの変改を示すものとして、従来注目されて来た史料であるが、それは、具体的にどのような関係の変化を意味するものとして、とり上げられて来たのであろうか。先ずこの点から、考えを整理して行ってみよう。

春秋の経文に記されている、この「初めて敵に税す」という記事を、左伝・公羊伝・穀梁伝がそれぞれ解説しているが、この三伝の解説に共通していることは、三伝とも、この「初めて敵に税す」という魯国の税制改革を非難して、それ以前に行われていた「藉」という古の制

(5) 春秋時代の貴族と農民

の方が適正であったとのべていることである。先ずこのことは、注意しておかなければならない。ところでこの「藉する」ということの具体的内容については、左伝、公羊伝ともにのべていないが、穀梁伝では、この「藉」という方法を井田法とむすびつけて解釈している。すなわち、穀梁伝では、つぎのようにいっている。「初めて畝に税す、初とは始なり。古は什一、藉して税せず、初めて畝に税するは正に非ざるなり、古は三百歩を里となし、名づけて井田という。井田とは九百畝なり、公田一を居む。私田の稼善からざれば則ち吏を非め、公田の稼善からざれば則ち民を非む。「初めて畝に税す」とは、公の公田を去って畝を履んで十の一を取るを非れるなり。……」と。このように、穀梁伝では、この「藉」という方法を井田法とむすびつけて、公田の耕作を民に負担せしめる意味に解釈し、「初めて畝に税す」とは、そのような民の勞力供出による「公田」の共同耕作を廃止して、民の私田からその生産物の十分の一を税として取り立てることだ、と解釈している。公羊伝の何休の注も、左伝の杜預の注も、「藉する」とは、民力を借りて公田を治(耕作)することだ、としている。こうして見ると、

「初めて畝に税す」という新たな税制の採用以前に行われていたとされる「藉」という方法は、孟子の所謂井田法の助法と同じ内容のものとして穀梁伝の著者及び公羊伝・左伝の注釈者によって理解されていた、と考えてよい。そして、彼等は「初めて畝に税す」という春秋の經の記事を、孟子の所謂助法に変更を加える新たな措置、すなわち、農民の勞働力供出による公田の共同耕作(助法)を廃止して(杜預の場合は、助法に加えて更に)、直接農民の私田に税をかけ、その私田の收穫物の十分の一を税として徴収することと解して、この新しい措置を「礼に非ず」、「正に非ず」として非難したのである。それは、孟子自身、「助は藉なり」といい、龍子の言を引いて、「土地を治めるには、助法より善きものはない」といっていることにもとづいているのであろう。

ところで、「初めて畝に税する」という春秋經の記事についての以上のような穀梁伝の解釈は、最近まで、その内実において、うけつがれて、それを以って、單純に勞役地代の徴収から実物地代の徴収への轉換を意味するものとする、最近まで中国で多くの学者によって主張される見解を生んだ。しかしながら、そのもとをなす穀梁

伝の解釈は前述のように、孟子の所謂井田法がその前提となつてゐる。孟子の説く井田法の助法が、中国古代の土地制度の實際をどの程度反映しているのか、というやっかいな問題の検討をぬきにしては、この問題に近づかすべはなさそうである。

井田法の問題は、胡適や疑古派の人々が、之を孟子のフィクシヨンであるとしてより以来、多くの人々によつて、その有無が争われて来た。又、孟子の説くところと周官・司馬法・王制等の記すところの古田制と不同のところもあり、両者の文面の上での牽合調停をはかろうとして、穿鑿附会の多くの学説を生み、必要以上に複雑淆乱した議論が展開された。しかし、最近は、そこに多くの修飾や図式化があるにせよ、それは孟子の全くのフィクシヨンではなく、そのままの形においてではなくとも、何かもとづくところがあるものとして、その実態に近づこうとする方向に、研究がすすめられて来ている⁽³⁾。私もそれらの研究の方向に同感し、それらの研究の助けをかりながら、問題を整理して行こうとするものであるが、しかし、現下の与えられた史料のもとでは、いまだ一義的に事実関係を確定することはできない。そこで私

は井田法の有無を直接問題にすることから少しはなれて、「初めて敵に税す」という春秋経の記事が、左伝をはじめとする三伝によつて、「礼に非ざる也」「正に非ざる也」として非難されていることに、先ず注意をはらつて見よう。一般に左伝の叙述のなかで、そこに記されている「国」の政策なり、君主の行為なりが非難されている場合は、——賢臣(例えば晏嬰や叔向の様な)の練言の形式をとる場合も多いのであるが——、それは、左伝の編者にとつて、従来の「国」の理念や体制を乱し崩壊にみちびく好ましからざる行為としてうけとられてゐる場合が多く、そしてそれを非難し或は阻止しようとするこゝとばの中に、当時まで伝承されて来た古の制、古の礼が語られる、というのが、そこでとられる一般の叙述形式である。そのような場合、左伝の編者によつて好ましからざるものとしてうけとられた変化は、実は、今日のこゝとばで云えば、「国」の体制のなかになお残る共同体的側面から家父長制的専制支配の側面へ向つての変化を意味するものが多いことは、私のこれまでの研究の明らかにしてきたことでもある。この「初めて敵に税す」という春秋経の記事も、少くとも左伝の編者たちにとっては、

(7) 春秋時代の貴族と農民

単に税制上の技術的な変化だけではなく、そのような春秋時代の国と社会の大きな変化とかかわりのあるものとしてうけとられていると考えてよい。私は先ず大きなわくとしてこの点を重視したいと思う。その意味において、私は、この春秋経の記事についての、戦国・秦漢時代の人々のうけとり方、その解釈を頭から疑うことをさけて、出来るだけ——すでに明らかにされている周辺の諸関係と矛盾することのないその限りに於いて出来るだけ——その解釈の線に沿うて問題を考へて行つてみようと思ふ。そして、すでに明らかにされている周辺の諸関係と矛盾することなく理解できるかどうかを検証しながら、彼らは、この記事をどのような具体的関係において春秋時代の大きな変化とかかわりをもつものとしてうけとっていたか、ということとをさぐり、それを今日の私たちのことばで再現して行つて見たいと思ふ。

私はかつて、魯の隠公が自分の歡樂のために遠出して「射魚」を行うとしたとき、それに反対して練言した臧僖伯の言の中にかたられてゐる田獵の古制をとり上げて、「国」の始源的形態を推論したことがあった。それは、「公、魚を榮に矢る」とある春秋経(隠公五年)の文に対

して、左伝では「礼に非ず」として非難し、臧僖伯の練言の形式をとつて、田獵の古礼がのべられているのである。私はこの古礼の中から他の旁証によりたしかめつつ、田獵は氏族制的邑共同体の祭祀と軍事と密接な関係をもつ共同体の重要な行事であり、邑共同体の族長は、農閑期に諸氏族成員を引きつれて、邑の耕地の外辺につらなる山林藪沢に田獵に赴いて軍事の演習を行い、又そこで射た獲物は、これを射た氏族成員の勝手に処分し得ないのであつて、その大獸は族長にひきわたされて共同体の祭祀の供物や軍器の材料にあてられ、その用に役立たない小獸のみが各族員に分配される等々の慣行を明らかにしたことがあつた。そして、周礼夏官大司馬に田獵の獲物の分配について「大獸は之を公とし、小獸は之を私とす」と記してあることも、以上の田獵の古制の示す共同的規程を更に旁証するものであり、同じことは、周礼よりもより確実な史料とされる、幽風七月の詩に「二の日、其れ同じうして、載ち武切を續ぐ、言、其の豨を私にし、豨を公に献ず」と記されていることにも注意しておいた。幽風七月の詩は農事詩で数え歌式に農事曆を詠みこんだものであるが、このくだりは、冬十二月の農閑

期に、農夫たちが公(領主或は族長)とともに田獵にしたがって武事を習うことをうたったものであるが、その田獵の獲物のうち「豨(一歳の豕、即ち小豕)は私し、(三歳の豕、即ち大豕)は公に献ず」と歌われているその田獵の獲物の分配の仕方の中に、前述のような古い共同体的規制の遺制をうかがうに足ることを示しておいたのであった。そこでの「豨は公に献ず」ということは、田獵で獲た大獸は公(族長或は領主)に献ずるといふことなのであるが、田獵そのものもともとは共同体的行事であったことからして、族長に献ぜられた大獸は、もともとは族長個人の用にはなく、氏族制的邑共同体の長としての族長を通じて、共同体の祭祀の供物や軍器の材料にあてられるという共同体的慣行が族長自身をも規制する、そういう関係の中におかれた族長が、その公のもともとのすがたであったのである。「鳥獸の肉、俎に登らず、皮革・齒牙・骨角・毛羽、器に登らざれば、則ち公射せざるは、古の制也」という田獵の古制(左伝隠公五年の臧僖伯の言)は、族長をも規制する、田獵のもつそのような共同体的性格を如実に示すものであるが、族長が貴族化し領主化するに従い、族長をも規制するそ

のような共同体的関係は次第にうすれて、形骸化した古制が、分配の形は全じだが全く異った意味(田獵の獲物の領主による収奪)の下に残ることになる。(幽風七月の詩の示す段階はそれであろう)。私はこれらのことから、邑の近辺の山林藪沢の田獵その他の利用は、始原的には、邑の氏族制的共同体の規制の下におかれ、この共同体的規制権を現実に代表していたのが、氏族制的共同体の長としての公であり、この族長の把握する規制権の下に、山林藪沢の共同体的利用がなされていたのであるが、やがてこの氏族制的共同体の長が、その一身に代表していた共同体的規制権をば、自己の家父長制的領有権に転化して、共同体の諸他の成員に比して格段の経済的・政治的支配権を確立して行くに従い、従来、共同体の規制の下に成員の利用も許されていた山林藪沢は、次第に君主一家の家産として排他的に領有されて行き、やがて戦国時代に入るとその利用者には税が課されて、専制君主権力形成のための重要な経済的基盤に転化して行く過程を明らかにしたことがあった。そしてこのような傾向、すなわち共同体的制約が次第にうすれて、公のそれを無視する独自の行動が漸く顕著化する春秋時代の動

(9) 春秋時代の貴族と農民

きの中に、価値(礼)の崩壊を感じとる左伝の編者は、之を批難し、諫言することばの中に、伝承されて来た古礼、古制を語らしめていたのであった。

私が、田獵の古制の分析との関聯において、幽風七月の詩の上述の詩句に特に留意したのは、そこでつかわれている「公」と「私」との意味と性格を明らかにしたいと考えたからであった。田獵の獲物の「公」と「私」とへの分配の中に、上述のような形において古い共同体的規制の残骸が読みとれるのであるが、「公」の意味する以上のような関係は同じくこの七月の詩の末章に、「十月場を濼う、朋酒斯に響す、日に羔羊を殺し、彼の公堂に躋り、彼の兕觥を称ぐ、万寿疆なし」と詠われている。その「公堂」の意味するところによって、更に旁証をもつことになる。このくだりは、農耕がおわたったあとで、場圃を整理し、公堂において收穫祭の饗宴が行われるその状況をうたったものであるが、かつて加藤常賢氏は、「公」の字の語源的研究から、その原義は、中国の古い氏族の小邑における族人の共同集会所・共同作業所を意味するものであり、「七月」の詩の公堂も原義はそこから来ているものであることを明らかにし、氏族の族長が

やがて世襲となつて、この共同集会所である「公」を占有するようになると、族長が公と称せられるようになると、説明した。加藤常賢氏のこの解釈は、「公」の字の形義的研究からみちびかれたもので一つの仮説であろうが、訓話の方からいっても、この公堂を「学校也」とした毛伝の解釈とも矛盾しない。金文(静殷)にみえる学宮は、周の故都(莽京)の辟雍(国学)で、諸族邦人を会して射を講習するところでもあるが、郷・里においても学校(序・庠)は、郷大夫の指導の下に郷人のあつまつて郷飲酒の礼や射礼を行う集会の場所でもあると、經典(礼記)では、記されている。七月の詩で、收穫祭の饗宴が行われた公堂をば毛伝が「学校也」と注したのは、そこが単に族長や領主の宮であつただけではなく、もともとは、族人たちのあつまる共同の集会の場所としての本来の意味を指摘したのであろう。

幽風七月の詩に詠われている田獵の分配における「公」と「私」とについて、特に問題にしたのは畿内ではあるが同じく西周貴族の本邑の農耕を詠ったと考えられる小雅大田の詩に「我が公田に雨ふり、遂に我が私に及べ」と詠われている。「公田」「私田」の公・私の意味

と性格が、前々から気になっていたからである。孟子が本来殷の制度である助法が、周に入ってもなお行われていた例証として、この大田の詩句を引用したことは周知のところである。孟子が、滕国でこれから行わんとした井地、すなわち各々百畝ずつ分配された八家の私田計八百畝の耕地に囲まれたその直中に同じく百畝の公田をおくという特有の区劃の仕方の法が、そのまま殷で実際に行われたものであったと孟子自身が考えていたかどうかは宮崎市定（6）氏のいうように疑問で、孟子が殷の制で周初にも行われたと**いっているのは助法で、そこには公田と私田の別があるということだけである。又実際に考えて見ても、そのような公田・私田の区画の仕方はあまりにも机上の図式に類して、そのままの形での実在は信じられないが、しかし、そのような区劃の仕方は別として何らかの意味での公田と私田との存在は小雅大田の詩に公田・私田と詠われているように事実で、問題は、この公田・私田の意味と性格である。幽風七月の詩に詠われている田獵の分配における「公」と「私」とから、前述のような関係がうかがい知ることができるとすると、この小雅大田の詩に詠われている公田・私田の「公」と**

「私」のもつもとの意味も、一つの類推が可能になって来る。

そこでいう公田はすでに領主化された族長の田なのであるが、そのもともとは、邑の氏族成員（個人ではなく、氏族を構成する単位としての小血縁集團の長）の個にもともとはほぼ等しい面積で割り当てられた小さな私田に対して、族長の直接保持する大きな田、しかもそれは単なる族長私有の田ではなくて、その耕作には族長以下氏族全員が奉仕し、その收穫物は先ず氏族の祭祀その他の共同体の用に供せられる、といった氏族制の共同体の慣行の名残りがなお残っている、そのような族長の田がその始源的形態として類推できないであろうか。しかしながら、そのような類推を裏付けるような材料は、小雅大田の詩の中にはない。私は、ここで、それを裏付けるものとして、藉田の礼を想起するのである。

三

藉田の礼は、殷以来の古礼と考えられるが、文献的にくわしく我々に伝えられているのは、周王室の農耕儀礼としてである。それについては、すでに多くの研究（7）があ

(11) 春秋時代の貴族と農民

るので、ここでは我々の問題に必要な限りにおいて、その提示している問題点だけを簡単に指摘するとどめる。周王室の藉田についての最も古い記録は、令鼎に見られるが、藉田の儀礼の古い慣行を最もくわしく伝えているのは、国語（周語上）の記載である。先秦文献では、呂氏春秋（孟春紀）にも、比較的簡単にではあるが、藉田についての記載がある。呂氏春秋（孟春紀）によれば天子は正月に豊年を上帝に祈り親しく耒耜をもって、三公・九卿・諸侯・大夫の諸官をひきいて、藉田を親耕しついで諸官も之にならない、終って勞酒する、と記されている。この藉田の儀礼のより古い姿を伝えている国語（周語上）の記載では、春正月、王は、豊年を上帝に祈り、王以下の諸官が参加して藉田を耕し、終て饗宴が行われるという儀礼の大筋は、呂氏春秋の記載と似ているのであるが、ただ国語の記載では、この藉田の儀礼には、王以下、公卿・百吏だけでなく庶民もともに之に参加しているのであって、藉田の耕作には、先ず王が耜をとって一すくい耕し、ついで公が三すくい、卿が九すくいと、下の官になるほど順々に三倍ずつ耕して最後に庶民に至り、庶民がこの藉田のすべてを耕して終る、と記されて

おり、又耕作の儀式がおわったのちの饗宴にも、王以下、公卿・百吏・庶民のすべてが参加するものとして記されている。そして、この藉田の收穫物は、先ず、祭祀の料、すなわち粢盛に供せられる、という記事（この点は、孟子や礼記の記述と合致する）と考え合わせると、王以下、公卿・百吏・庶民の全員参加のこの国語の藉田の記述はその繁縟な儀礼化の底に、氏族制的共同体としての邑の過去の或る時期における、氏族員の共同耕作による公田の存在、を反映している、と云うことができる。そこでは、氏族の神を祭り、それに粢盛をささげるために、氏族の族長や長老の指導の下に、氏族全員が、共同耕作する慣行があったのであろう。のちに、族長制より次第に王権が伸長するとともに、氏族共耕的な農耕儀礼というよりも、氏族の宗法的中心たる王室の宗廟の粢盛に供することをたて前とする農耕儀礼的な性格を濃厚にしていたのであるが、それでもなお、かつての族長時代の氏族共耕の慣行が儀礼の中に反映されて、階層化された形態においてではあるが、王以下、公卿・百吏・庶民の全員参加という形式をとっているのであろう。しかし、そこでは、すでに藉田の共耕は、庶民の集団的な奴役的

強制労働に化し、官をおいて藉田を官司させるといふ形に制度化していたことは、この国語の記載や西周金文(甗殷)から、うかがうことが出来る。

このように、国語の藉田の礼の記載には、その来歴を示す古い慣行が反映されている一方しかしながら、この儀礼には、藉田の共耕が庶民の奴役的労働と化した段階を反映して、庶民の農耕労働を強制し監督する意図がこめられていることにも注意しておかなければならない。そこでは、藉田の儀礼を行う準備をはじめるにあたって、天官である稷は、儀礼執行の時期を王につけて、「王はそれ農を監(督)すること易(おろそかに)するなかれ」とのべ、礼の目的が、勸農という表面的目的の底に、実は、庶民の農業労働に対して監督を加えることにあることを示しており、又、藉礼の終ったのちにも、稷は徧ねく百姓を戒しめて「……土、備壘せざれば、辟司寇にあり」といって、春分となって土地を耕し尽さなかったら、司寇(刑獄の長官)が之を処罰することを百姓に警告しているのである。これらのことは、藉田における共同耕作は、庶民の奴役的労働と化し、嚴重な監督と刑罰を以てする強制なくしては、之を維持して行くことがむずかしくな

っていることを物語っている。以上のようにこの国語に記されている藉田の古礼の中から、氏族制的共同体としての邑の過去のある時期における氏族全員の共同耕作による公田(藉田)の存在と、階級的分化ののち、その共同耕作が奴役的な集団労働に転化した関係との二層をうかがうことができる。

もともと、国語におけるこの藉田の儀礼の古制についての記述は、周の宣王(宣王(宣王) 八二七即位)が藉田の制を廃止しようとしたのに対し、大臣(卿士)の虢文公が之を諫めたことばの中にかたられたものである。宣王が何故にこの藉田の制を廃絶したのか、その理由について明文の記載はないのであるが、重要な問題と考えられるので、周辺の事情より少しく類推をこころみてみよう。

宣王の父、厲王の頃より周室は衰微の徴をみせはじめた。文献の記載によれば、厲王は利を専らにすることを好む栄夷公を寵して之を登用し、ために失政多く、国人の批難をうけたが、厲王はこの国人の批判に対し苛酷な弾圧政策をとったため、国人の怒りをかい、ついに厲王は山西省の虢に出奔せざるを得なくなった、とされている(史記周本紀・国語周語上)。厲王の出奔、厲王に対

(13) 春秋時代の貴族と農民

する国人の批難の原因は、利を専らにする榮夷公を重用したことにありとするのであるが、この榮夷公と同一人物と思われる榮伯なる名が、夷王・厲王期の金文にしばしばみえ、そのうちの一つである卯殷の銘文は、きわめて重要なことを私たちに伝えていゝ。その一つは、臣下である榮伯が、王の行う冊命形式と全く同じ形式で、自分の臣下すなわち陪臣の卯に対して冊命賜与を行つていゝることである。これは、王室をないがしろにする、僭上の沙汰であるが、事實は榮伯の權勢の大と王室の衰微を示すものである。第二には、この銘文によると、陪臣の卯は父祖の代より榮伯の所領を管理して来たのであるが、ここで卯は父と同じように榮伯の所領である莽京莽人を管理することを榮伯より命ぜられ、その恩賞として、財宝・馬牛と數ヶ処の田を与えられていることである。ここで明示されている榮伯の所領の莽は、文王が都を築いた豊邑、即ち周の故都であり、西周中期の適殷やさきに引用した静殷の銘文が示すように、ここに辟雍(大学)がおかれて、重要な儀礼がたびたび行われた地である。周王室の重要な王領地の一つであり、藉田もそこにおかれたであろうことは想像に難くない。そこが、臣下であ

る榮伯の手に渡っているといふことは、周王室は、その直領の經營地をすでに維持管理することが困難になりつつあることを示していると考えられる。以上のような最近の金文研究は、⁽¹⁰⁾また、夷王期から厲王期にかけて、貴族の間に大きな變動があったことを明らかにしている。それは、陝西の西方や北方における大土地の開發經營にもとづく新しい豪族勢力の擡頭がいちじるしく、散氏盤や鞫从盃の銘文から知られるように、これら豪族間における所領の兼併の争や、王室を中心とする世襲貴族が、⁽¹¹⁾転落して、これら新して豪族のもとで陪臣となつた事態もおこりつつあったのである。そしてこのような貴族間の變動と対応して、大克鼎の銘文の中からかわれるように⁽¹²⁾貴族の領邑の農民も、他の領邑へ逃亡するという事態も現われて来る。このような貴族間の變動と社会の混乱という歴史の動きの中で、前述の榮夷公のような、王廷の儀礼を僭する豪族もあらわれて来るのであるが、周室は、すでにこれらを控制する力をもたず、その直接の王領地の維持も困難になって来る、そのような一連の状況の中において、⁽¹³⁾出奔した厲王の死後、宣王が即位するのである。宣王即位に先行する上述のような

政治・社会の変動と周室の衰微、宣王即位後の所謂「中興」の挫折（果してそれが「中興」と云えるかどうかという、最近の研究の疑義と否定的見解をも含めて）、具體的には、宣王の治世初年における度重なる外征から結果される民の疲弊等を考慮に入れるとき私たちの問題とする、宣王の藉田の礼の廃止（今本竹書紀年では宣王の二十九年）の背後には、各地に散在する王室所領の公田（藉田はその儀礼的象徴）における奴役的労働徴発と管理とがすでに周室の力をもってしては、困難となつて来た事情があつたのではないだろうか。このことはその後の周室の急速な崩壊と無関係ではないように思われる。

四

藉田の制は、西周の畿内においては、宣王のとき廃絶したが、東方の「封建」諸国においては、それと同じような変化が、春秋時代に入ってから起つて来たようである。魯の宣公十五年の「初めて畝に税す」という春秋経の記録は、そのことと関係があるようである。少くともこの春秋経の記事を解説した、左伝・公羊伝・穀梁伝の

編者はそのように考えていたようである。前にものべたように、三伝とも、「初めて畝に税す」という税法を魯国が採用したことを礼に反するものとして非難し、「穀を出すは藉に過ぎず」とか「古は藉して税せず」とかいってそれまで行われて来た「藉」という古い方法の方を評価する、解説の仕方をとっているからである。そこで「藉」というのは、私たちがさきに見てきた藉田或は藉田の耕作とこのことであつて、穀梁伝がそれを孟子の所謂井田法の助法と短絡して説明したことが、問題を少しく複雑にしてしまったきらいがある。さきにものべたように、杜頌の注をはじめとする三伝の注釈はみな「藉する」とは「民力を借りて公田を治する」ことだと解し、詩経（周頌載芟）の鄭玄の注も「藉は借の意味で、民力を借りて治するから、藉田というのだ」と解している。しかしながら、藉田の耕作が「民力を借りる」即ち民の奴役的労働によるようになったのは、邑から「国」への発達の或る一定の段階においてであることは前述の通りで、「藉」を「借」の意味に解するのは、「藉」の字の原義ではない。卜辞に藉の字は人が耒耜を足で踏むように象形されていることから知られるように、後漢書明帝紀

(15) 春秋時代の貴族と農民

李注引五經要義に「藉は踏也、親しく田に踏履して之を耕するを言う」とあるのや、統漢書禮儀志劉注引月令盧植注に「藉は耕也」とあるのや、漢書文帝紀顏注引臣瓚が「本、躬親を以て義となし、仮借を以て称となすを得ず、藉とは踏藉を謂う也」といつているのが原義に近い。すなわち、藉とは、自ら親しく耒耜を踏んで耕作すること、藉田とは、もとは氏族の指導者が先頭に立て他を率えて親しく行う集団耕作の田であったのであろう。

魯の国について云えば、魯の「国」に支配されている「鄙」の群小の邑も、もともとは、氏族制的な共同体で、族長や長老たちの指導を通じての共同体的規制のもとに族人たちの社会経済的生活がいとなまれ、邑の耕地は、一部は氏族成員にほぼ等しく割り当てられたが、一部は、族長の田として、氏族の神を祭り、それに粢盛をささげるためなどの共同体の用のため、氏族全員による共同耕作がなされた時期があったのであろう。そのような邑が、やがて、征服その他の事由によってより強大な邑（即ち「国」）に隸属することになり、「国」の支配をうける「鄙」の邑となる。周初、周氏族が東方に進出して、その征服・占領した地方のそれぞれの中心に「国」を建設

し、征服地にある群小の邑を支配したとき、これら邑の氏族組織を破壊することなく、それを温存して、邑の支配管理のために利用したのであった。「国」はこれら鄙の邑を支配するために、「国」中の貴族（卿大夫）に之を采邑として与えて管理せしめ、その生産物を収奪することになるのであるが、その場合、邑の旧来の族長の管理する氏族共耕の田は、采邑主たる貴族（卿大夫）の直接管理下におかれて、新しい公の田となり、邑の民の共同耕作によるその生産物は、従来のように氏族の祭祀その他の氏族の公共の支出のためではなく、今や、采邑主たる貴族（卿大夫）に、及び貴族を通じて国君（公）に捧げられねばならなくなったのであろう。邑の氏族共耕の族長の田における共同耕作は、新しい公の田での奴役的労働にその性格を変える。邑の民は、従来氏族から割り当てられた耕地は、「国」の貴族の管理の下に、そのままとめられた代りに、氏族全体として新しい公の田において無償で労働に服することになったのであろう。そしてその外に、鄙の邑の民は、「国」の築城その他の土木工事や雑役に徴発され、氏族全体として、「国」に隸属することとなったのである。「藉するとは、民力を

借りて公田を治することだ」とする前述の三伝の注釈者の解釈は、この段階での、公の田と化した藉田の解釈から来ているのであろう。

この外に、魯の国君の儀礼化された祭田としての藉田は、周室の古礼に倣って、おそらく魯の「国」の建設の当初から、「国」の近郊に設けられていたのであろう。左伝成公十年の条に「晋侯麥を欲す、甸人をして麥を献ぜしむ」とある。周礼天官に甸師という官職があり、「属を帥いて王藉を耕耨し、時を以て之を入れ、以て齋盛に供す」とあるように、それは、周王室の藉田を管理する役人であるが、諸侯国ではそれを甸人といったのであろう。このことは晋国に藉田がおかれたことを示すものであるが、それは、おそらく、晋国だけではなく、その他の各国にもおかれた、と考えてよからう。桓公十四年の春秋経に「御廩災あり」とあり、杜預は「御廩とは公の親耕する所を蔵して以て糗盛に奉ずるの倉なり」として、藉田の收穫物の貯蔵倉であると解しているところから見ても、魯の「国」に名儀上は、その收穫物を以て宗廟の祭祀にささげる国君の儀礼化された祭田としての藉田がおかれたことは、ほぼ間違いない。この耕作は、

もちろん、すでに氏族共耕の本来の面影はなく、甸人のきびしい監督の下に鄙の邑の農民の強制労働の徴発によってなされたのであろう。

春秋時代の初期より、春秋時代を通じて、我々は、きわめて多くの、諸国における築城工事の記録を「左伝」の中に見ることが出来る。これらは皆、諸国の鄙の邑の民の労役の負担のきびしさを、同時に我々に示すものであるが、この労役の負担のきびしさに堪えかねての民の逃散を報ずる記事も、左伝にひんばんに記されるようになって来る。例えば左伝の僖公十九年の条に「梁伯、土功を好む、亟城きて処らず。民罷れて堪えず。則ち曰く『某の寇將に至らんとす』と、乃ち公宮に溝ほらんとす。曰く『秦將に我を襲わんとす』と、民懼れて潰ゆ。秦遂に梁を取る。」と記されている。「民潰ゆ」とは「凡そ民、其上を逃るるを『潰ゆ』という。」と左伝では解し（文公三年）、公羊伝では「潰ゆとは、何ぞや、下が上に叛く也」と解し（僖公四年）、穀梁伝では「潰の言たる、上下相得ざる也」と解している（昭公二十九年）ように、「国」の支配階級の課すきびしい労役に対する民の消極的抵抗、即ち集団的逃散を、それは意味するものであつ

(17) 春秋時代の貴族と農民

た。このような意味をもつ「民潰ゆ」ということば、こ
れまた、ひんぱんに、左伝にあらわれて来る。鄙の邑の
民の集団的逃亡は、「国」の貴族階級にとって、その経
済的基礎をおびやかす重大な事柄であった。それは、何
よりも、彼ら貴族階級を養う采邑の労働力の減少乃至潰
滅を意味したからである。現実には自己の采邑にそのよう
な集団的逃亡が起らなくても、過重な労役の強制は民の
集団的逃亡を惹起する可能性があることの認知は、無言
の圧力を以て、貴族階級に何らかの対処を迫ったのであ
る。事実、前述の梁国の民の集団的逃亡がおこって、梁
国が亡びたのはB.C.六四一年であるが、それから百二
十二年たったB.C.五一九年になっても、この梁国の民
の集団逃亡の事例は、貴族階級にとって留意しなければ
ならない教訓として、楚の国でも語り継がれているので
ある。すなわち、楚国の令尹の囊瓦が民を徵発して郢に
築城工事を行ったとき、沈尹戌は「昔、梁伯、其の公宮
に溝ほりて、民潰ゆ。民その上を奔つ、亡びずして何を
か待たん」といい、民力をついやして城を築くよりは、
内政をととのえて、民が安心して野に働けるようにする
ことの方が、国を守るのに益がある、という意味のこと

をいっている（左伝昭公二十三年）。

魯の国では、宣公十五年（B.C.五九四）に、「初めて
畝に税す」（春秋経宣公十五年）という改革を行った。
公羊伝の何休の注では、「時に宣公、民に恩信なし、民
は力を公田に尽すを肯ぜず、故に履踐案行してその善畝
穀最好なる者を択んで之を税取す」といい、塩鉄論の取
下篇では「周の末塗に及んで、徳惠塞がりて嗜欲衆く、
君奢侈となりて上の求め多し。民下に困し、公事（公田
耕作）を怠る。是を以て畝を履むの税有り。」といい、漢
書食貨志は「周室既に衰えて、暴君汚吏其の経界を慢に
し、繇役横はしいまおこに作りて政令信ならず、上下相詐りて公田
治おさまらず。故に魯の宣公初めて畝に税し、春秋これを譏
る。」といている。以上の漢代文献を通じて共通に云
えることは、漢代の人々は、魯の宣公が「初めて畝に税
す」に至ったその理由を、国君や貴族の民に対する酷
使がはなはだしくなったので、民は公田耕作のための労
力提供を怠るようになり、そのため公田からの收穫が上
らなくなったため、畝に税するにいたったと解釈してい
ることである。魯の宣公の時代とはほぼ同じ頃に、周の定
襄公が陳国の乱れた状況を報告したことばの中に、「今、

陳国は道路知る可からず、田は草間に在り、功成るも收めず、民は(国君の)逸楽に罷る」と国語の周語にのべられており、民が、国君の収奪に罷弊して、耕地はたがやされずに放置されて雑草がおいしげっている状況がそこでべられるが、これらのことを考て見ると、上記の「初めて畝に税する」に至った理由についての漢代の人々の解釈は、何かもとづくところがあったのであろう。

「畝に税する」とは、民にわりあてられている耕地(所謂私田)に税を課すことである。従来、鄙の邑の民は、公田に労力を提供することによって、その公田の生産物を国君や貴族に捧げていたのであるが、「国」の土木工事その他の繇役の負担がきびしくなるにつれて、民はその負担に堪えきれず、公田耕作のための労力提供をも怠るようになり、そのため、国君や貴族は、鄙の邑のそれぞれの公田からの収穫に期待できなくなったため、公田ではなく、民に割当られている耕地に税を課することになった、と考えられる。しかしながら、ここで注意すべきことは、「畝に税す」とは、公羊伝というように「畝を履んで税す」ことであり、畝数を計って、即ち耕地面積をはかって税を課したことであるとすると、それは

すでに、民のそれぞれの占有地が均等ではなくなっていることを前提としている、と解しなければならぬ。もとの土地の経界はすでにみだれていた、と考えられる。共同体的規制の下でのほぼ均等な土地の割り当てということは、少くとも我々の当面する春秋時代中期の「鄙」の邑においては、すでにくずれていた、と考えざるを得ない。

直接に鄙の邑の農民についてはないが、我々は、この当時の耕地の経界が相当みだれて来ていることは、他の国の場合にはあるが左伝の記載からも知ることができる。鄭国の執政の貴族(卿)である子駟は土地区劃整理政策をおこない、土地の経界をみだして土地を兼併して(土地の経界のためにのこされていた広い空地を侵占了たと解釈される)、土地占有の拡大をはかった人々(士)の不法侵占の土地をとり上げて、もとの土地区劃どおりに、土地の経界を定め、そこに「洫溝」(灌漑用の水路)を設けた。そのため、この子駟の政策によりその不法侵占の土地を削りとられた司氏・堵氏・侯氏・子師氏らはその他の不逞の徒をあつめて叛乱をおこし、公宮に攻め入って、子駟らの執政者を殺害した、と左伝裏

公十年の条に記され、春秋の経文では、これら叛乱者を「盗」と記している。杜預はこれらの人々はみな士であるといっているから、戦士としての国人層の人々かと思われるが、そこには土地占有の拡大と私有化をはかる士の動きと、之を抑えて旧来の秩序の維持強化をはかる「国」の執政者との間のきびしい緊張関係がある。このような国人（士）による土地侵占は、「国」の軍隊を構成する戦士の母胎である「郷」における共同体的秩序の攪乱を意味し、それは同時に「国」の旧来の軍隊の維持にとっても重大な脅威を意味するものであった。この子駟の土地区劃整理政策は、おそらくこのような傾向を阻止しようとしたものであったろう。これから二十年後、同じく鄭の執政（卿）の地位についた子産が子駟の政策を継承して「田に封洫有り、盧井に伍有らし」めんとする土地区劃整理政策を再び実行して、それによって土地をけずられた人人の怨みをかかったことは、国人層の間に土地の不法侵占による土地占有の不均等化の動きが、その跡をたたないことを物語るものであろう。子産のこの政策は、「都鄙（国都と鄙の邑）をして章あらしめ、上下服あらしめんとする」、いいかえれば、くずれゆく旧

来の「国」と「鄙」の秩序をなんとか旧にもどきんとする、一連の旧体制強化策の一環をなすものであったのである（左伝襄公三十年）。

魯の国の、今我々が問題にして来た「初めて敵に税す」という政策は、前述の如く、公羊伝にいうように、「敵を履んで税する」ことであり、敵数を計って、即ち耕地面積をはかって税を課したことであり、それはすでに、農民の耕地占有の不均等化が前提になっていると、解する外はないとすると、この魯国の政策は、「鄙」の邑の場合についてであるが益々進行する土地保有の不均等化を阻止しようとするのではなく、その不均等化の傾向をそのまま認めて、之に税を課すものである点で特徴的であるといえる。従ってそれは、単に、以前の「藉」よりも民にとって苛酷だという理由からだけではなしに、三伝の著者のように古い「国」の支配秩序に価値をおく人々からは、礼（旧秩序）に反するものとして非難されるべき性格のものであったのであるが、しかし、古い「国」・「鄙」の秩序の崩壊過程というものは、好むと好まざるに拘らず、歴史の進みゆく方向であったのである。呂氏春秋の審分覽に「今、衆地を以てする者（衆を以て地を

治する者)、公作(公田耕作)なれば則ち遅し、その力を匿す所あればなり、分地なれば則ち速なり、(其の力を)匿す所なければなり」と記されているように、民の労役提供による公田の共同耕作は、民の私田耕作に比すれば、はるかに非能率的であったのである。公田の共同耕作の場合には、民は、そのもつ力を十分に尽さないからその生産力は低く、これに反し、自己の耕地の耕作の場合は、その収穫物は自己の入となるのであるから、民はその力を尽して積極的に生産にあたる。その労働の生産力も自ら高くなるわけである。このような民の生産意欲が、かつての均等な土地分配の共同体的制的をやぶって、少くとも、我々の当面している春秋中期に至る間に、おいては、その或る者は、その土地占有の拡大を行い、民の間に不均等な土地の占有を現出せしめるにいたっているであろう。公田耕作のための民の労力提供の強制をいつまでもつづけることは、このような段階になるとその意味で、民の生産意欲を阻害し、生産力の発展に桎梏をかけることを意味し、当然そこから、公田における収穫の減少が結果されてくる。民がその力を尽さない、そのような公田耕作の強制よりも、「国」の支配者層は、

より豊かな生産物の収奪を確保するために、民がその力を尽して生産にはげむ私田の収穫物に目をつけて、そこから税を収奪することに転換したことは、民の自己のためにする生産意欲を十分に発揮させる方向において、それを認めて、逆にそれを利用してその成果を収奪しようとする全く新しい政策の転換を意味する。それは、歴史の動き、民の動向を直視して、それをおさえようとするのではなく、それにのることによって、却って収奪を確実にしようとするものであった。それでも、斉国の例であるが、伍鄙の制において「地を相て、征(税)を衰すれば、則ち民移らず」(国語、齊語)とあるように、土地の地味の如何によって税に差等をつけて加減するとう慎重な配慮を行わないと、民はなお逃散の危険があったのである。しかし、それは従来、氏族制的な共同体的規制の下に埋没していた氏族成員(それは、もちろん単家族などではなく、家父長的な小血族集団)が次第に頭をもたげてくるその歴史の動きに着目しての新しい政策であったのであるが、そこでの把握の関心は、まだ、個々の民ではなく、土地であった。その氏族成員は、私田占有者でもあるが、それはまだ単家族などではない。そ

れは「十室の邑」とか「百室の邑」とかいわれる「室」で、おそらくは家父長的な小血縁集団であろう。畝はもととは「うね」で田地を耕作する上のある種の形体をさしていったものであるが、今やこの「室」の耕地の面積をはかる単位ともなってくるのである。そこでは耕地に対する共同体的規制はうすれて行っても、共同体的関係がすべて消失するのではない。従来の氏族制的共同体に次第に地縁的共同体の要素が加味されて新しい共同体的関係に転化していくのである。

このように、「初めて畝に税す」という政策は、その支配する鄙の領邑の共同体内部に生じて来る新しい農民の動向をつかんで、それに即応することによって逆に自らを豊かにする政策なのであるが、この政策は同時に、このような政策を断行した「国」の執政の貴族（卿）自体が「国」の共同体的規制をはらいのけて、自己の権力を確立して行こうとする「国」における新しい動きの一端をなすものでもあったのである。「国」における変質過程は「鄙」の「邑」における変質過程と対応してすめられていくのである。

この「初めて畝に税す」という政策を断行したのは、

「国」の執政の貴族（卿）である季孫氏であったと思われる。左伝昭公二十七年に、宋の楽祁がかたつたことばとして「政、季氏に在ること三世、魯君政を喪うこと四公」と記されているが、その四公とは、杜預の注もいうように、昭公から逆算して、昭・襄・成・宣となり、魯国では宣公より政治の実権が季孫氏（季文子・季武子・季平子）にうつったと考えられるからである。又左伝昭公三十二年にも、史墨の言として、「政の季氏にある、この君（昭公）において四公なり」と記されており、同じことが確認される。「魯の君世々其失（佚）を従（は）まにし、季氏世々其勤を修む」とあるように、宣公のときより、魯国の実際の政権をにぎっていたのは季孫氏であった。当時魯の「国」の支配層である国君や、貴族たちは、二つの切迫した緊張関係の中におかれて、問題の解決を迫られていた。一つは、その支配する「鄙」の邑の農民との関係においてであり、一つは「国」中の国人との関係においてである。

「初めて畝に税す」という政策は、上来見て来たように、「国」の支配する「鄙」の邑における農民たちの新しい動向に迫られて、それに対応してその経済的収奪を

確保するためにとられた政策ではあるが、それを強力におしすすめて行ったのは、「国」においても、漸く、公(国君)のもつ共同体的規制権をはねのけつつ、それぞれの家父制的権力の確立をはかりはじめた貴族(三桓氏)、殊には、その筆頭の地位にあって、卿として「国」の実権をにぎりつつあった季孫氏であって、それによって、領邑の農民に対する収奪を確実にしようとしたものと考えられる。他方、「国」の貴族たちは、「国人」との関係においても、解決を迫られる問題をかかえていた。本稿の冒頭においてふれたように、「国人」は、「国」の基層をなす構成分子であり、戦士として「国」の軍隊を構成する重要な人的基盤であった。「国」の執政の貴族(卿)は、「国人」の「郷」における生活の安定、そこにおける集団秩序の維持に、多くの配慮をはらわねばならなかった。その配慮をおこたって、専断の行動がつかれば、国君や貴族は、「国人」からの批判や、「国人」の背叛に当面しなければならなかった。貴族の「卿」への就任や、卿としての地位の維持には、「国人」の支持が、一つの重要な要因として働いていたのである。諸国の卿がその地位を確保し、その族的勢力を増大して行くため

には、一方においては、その経済的基盤である領邑からの収奪の確保と増大が必要であったばかりでなく、他方においては、「国人」の支持の確保が必要であったのである。諸国の野心ある貴族は、例えば、饑饉のときに国人に粟を放出して、国人の信望を得ようとした宋の公子鮑や、鄭の子皮のように、国人に陰徳を施すことによって、その支持を確保しようとしたのである。これを一歩すすめて、より徹底的に、「国人」に恩恵を与えることによって、公との関係をたち切らせ、それを自己の私臣とすることを断行したのが、魯の三桓氏であって、「初めに畝に税す」という政策を行ってから、三十二年後、魯の襄公十一年、季孫氏の提唱による、「三軍を作り、公室を三分す」という左伝の記述は、そのような政策の断行を意味した。そのことについては、前稿(14)でくわしく分析したところである。それは、郷邑の組織の中にいる国人に、一方では公賦の二倍の過酷な負担を課し、季孫氏に臣従すれば、公賦を一切免除するという恩恵を与えることによって、季孫氏は、国人を自己の私従に転換させようとしたのである。「国」中における国君・貴族と国人との関係は、ここに重要な変質過程を示すことにな

る。三桓氏による国人の私臣化が、もしも徹底して国人全員に及んだと仮定すれば、魯の「国」は、少くとも「国」中に関する限り、なお残るその共同体的性格を失って、三桓氏のそれぞれの家長の家父長制的支配の下に分割されることになる。現実には、しかし、そうならなくて、徴力化しながらも、なお公は存続しつづけるのであるが、しかし、古い共同体的遺制をのこした「国」から、家父長制的支配の国家への転換の契機は、すでにそこにあったのである。

以上私たちは、「初めて畝に税す」という春秋の経文について、この措置を礼に非ずとして非難し、古の制として「藉」という方法を説いた三伝の解釈をたよりに、出来るだけその解釈の線に沿うて今日のわれわれのことばで問題を復原してみた。この三伝の解釈は、「鄙」の邑の民の集団的な奴役的労働の上に支えられている「国」のもつ氏族制的、共同体的秩序の側面に価値をおく観点に立つものであって、この観点から、この「国」と「鄙」との旧い体制的関係の変革（それは歴史のすすみゆく方向であった）を、いたみ非難するものであった

のである。このような復原が今日すでに明らかにされている周辺の諸関係とどの点が矛盾するかが、改めて検討されるべきであろう。他方又、三伝の解釈とは別に、この「初めて畝に税す」という政策を「国」と「鄙」の邑の農民との間の生産関係を規定するものとしてではなしに、国君と貴族との間の関係、即ち貴族の新に開墾した私有の田に対する課税と解する郭沫若の見解がある。当時の魯の国君が果して有力貴族の利益に反するような政策がとれるだけの独自の権力をもっていたかどうかという問題もふくめて、戦国時代へかけての全体の歴史の動きの中において検証し、どちらがより説得力をもつか改めて検討されなければならない。すでに紙数を超えているので、別の機会にゆずらざるを得ない。

- (1) 増淵龍夫「春秋時代の社会と国家」岩波講座世界歴史 4『東アジア世界の形成Ⅰ』所収、一九七〇。
- (2) この問題については、佐藤武敏「春秋時代魯国の賦税制改革に関する一考察」(中国古史研究会編『中国古代社会と文化』一九五七)がある。
- (3) それらの研究の中では、とくに楊寛「試論西周時代の奴隶制生産関係」、同「試論中国古代的井田制度和村社組織」(いずれも『古史新探』北京一九六五所収)は示唆す

- るところ多い。
- (4) 増淵龍夫『中国古代の社会と国家』第三篇第一章「先秦時代の山林敷沢と秦の公田」、弘文堂一九六〇年。
- (5) 加藤常賢「公私考」、歴史学研究第九六号、昭和十七年二月号。
- (7) 宮崎市定「古代中国賦税制度」、『アジア史研究第一』一九五七所収。
- (8) 楊寛「籍礼新探」、『古史新探』北京、一九六五所収。白川静『稿本詩経研究、通論篇』第三章「農事詩の研究」昭和卅五年。笠原伸二「支那古代における田租徭役の起源」支那学第十卷第一号、昭和十五年。木村正雄「藉田と助法」、『東洋史学論集』第三。
- (9) 卯殿「佳王十又一月既生霸丁亥、榮季入右卯立中廷、榮伯呼命卯曰、載乃先祖考死嗣榮公室。昔乃祖亦既命乃父死嗣葬人、不淑取我家朱、用喪、今余非敢夢先公有進退、余懋再先公官、今余佳命汝死嗣葬宮葬人、汝毋敢不善、錫汝高章四、穀一、宗彝一、將寶、錫汝馬十匹、牛十、錫子于一田、錫于室一田、錫于隊一田、錫于載一田、卯扞手頁手、敢對揚榮白休、用作寶障殿、卯其万年、子々孫々永寶用。
- (10) 白川静「金文の世界」平凡社、昭和四六年、伊藤道治「西周時代における王権の消長」研究第三五号、一九六五。同「甲骨金文に見える邑」研究第三三号、一九六四。
- (11) 伊藤道治「甲骨金文に見える邑」
- (12) 大克鼎「……錫汝井人奔于曩……」
- (13) 白川静『金文の世界』。
- (14) このような関係の推移を直接一義的に確証するような史料はない。徐仲舒（『試論周代田制及其社会性質』『中国奴隶制与封建制分期問題論文集』北京一九六二、所収）は、大雅崧高の詩にある、「王、召伯に命じて、申伯の土田を徹せしむ」とある徹を、徹取と解し、原住の謝人の共同体の土地の一部を徹取して公田としたと解しているが、必ずしも一義的ではない。楊寛（『試論西周時代の奴隶制生産関係』『古史探源』北京一九六五所収）も考え方としては同様な方向で問題を展開しているが、一義的な確証があるわけではない。しかし、戦国・秦漢時代の人々の、公田・私田に関する解釈のもとづくところを、すでに明らかにされた周辺の関係においてさぐって行くと、このような類推にたちいたるのである。
- (15) 注1参照
- (16) 郭沫若『奴隶制時代』北京、一九七三。
(一九七四・四・二〇)
(一橋大学教授)